

公園整備事業の見直し（案）

【基本方針】

1. 南側の緑地・運動広場の削減
2. 公園の機能や目的を損なうことのないように施設のレイアウト変更
3. 面積を必要最低限とし、維持管理費を縮減
4. 防災機能の見直し

【遊具広場】

1. 遊具広場のコンセプト
 - ①大型遊具については変更なし
 - ②インクルーシブ遊具の設置
 - ③東屋を中心とした周遊性の確保
 - ④幼児・児童エリアを分けた安全性の確保
 - ⑤屋外遊具の利用者を対象とした小規模トイレを新たに設置
2. 築山の変更
 - ①大小2つの築山から大きい築山1つに変更
 - ②人研ぎ滑り台・トンネルについては削除
 - ③築山の高さを利用した遊具（ターザンロープ、一般のすべり台）の設置

【緑地広場】

1. 町民がくつろぎ、楽しみながら多世代交流ができることに配慮し、活動・運動エリア、休憩・憩いエリアを区別する施設配置
 - ①活動・運動エリア
 - ・小学生高学年や中高生がボールなどを使って遊べるスペース
 - ※面積を決めた根拠 フットサルの半面コート・ドッジボールコート
 - 参考；図面上点線で表記
 - ②休憩・憩いエリア
 - ・観賞用樹木、3連東屋などを配置し、散歩や散策など多世代が憩い休憩するスペース
 - ③じゃぶじゃぶ池
 - ・サイズをダウンし、噴水式に変更 ※ 20m（内径 15m）→ 8m

【多目的広場】

1. エントランス広場を削除し、多目的広場へ変更
2. スケートボード、自転車、キックバイクなど多彩なストリートスポーツが自由にできる広さの確保
3. 町のイベント開催を想定
 - ①面積を決める根拠として、大丸山森林公園駐車場、役場駐車場を参考に算出
 - ②イベント開催を想定し、イベント灯、給水、排水、電気設備の整備
 - ③バスケットコートは大人用のゴール1箇所

【町民交流施設】

1. 名称の変更・・・町民交流施設 → 屋内遊戯施設
2. 町民交流スペースを縮小し、キッズスペースとトイレ機能をメインとする
3. 施設規模は計画案と同等レベルの200㎡とする

【防災関連施設】

1. 防災倉庫の建設については令和10年度以降に再考
2. かまどベンチ、防災東屋、トイレスツールなどの防災施設については削除